

浦野家通信



〒550-0013
 大阪市西区新町1-2-9
 日宝四ツ橋新町ビル5F
 Tel:06-6536-7560
 浦野会計事務所
 第63号
 発行人：所員一同

料金別納
 郵便

御堂筋のイルミネーションも始まり
 年の瀬を感じるころになりましたが
 いかがお過ごしでしょうか？
 年の瀬は何かとご多用のことと存じますが
 体調を崩されませんようご注意ください。

年末調整資料のご準備は
 いかがでしょうか？
 12月10日ごろまでに
 いただければうれしいです！
 よろしくお願ひいたします。

12月の予定

- 12月10日(金)
- ・11月分源泉所得税
 住民税の特別徴収税額の納付
- 1月4日(火)
- ・10月決算法人の確定申告と納税
 - ・4月決算法人の中間申告と納税
 - ・11月分社会保険料
 - ・1月、4月、7月決算法人の消費税
 3か月ごとの中間申告

虹の湯 大阪狭山店

こちらは本当に綺麗な施設で
 高級感のあるスーパー銭湯です。

滝を眺める展望露天風呂には
 炭酸泉や卵型のつぼ湯などがあります。
 特に、ラドン気泡湯はきめ細やかな泡で
 とても気持ちいいです。
 外気浴やお風呂の種類も多く、楽しめます。
 貸切風呂も充実していて
 特にゆっくり過ごしたい方におすすめです。
 ぜひ、温まりに行ってみてください。

12月29日(水)～1月4日(火)は
 年末年始休暇をいただきます。
 年明けは5日(水)より営業しております。

日	月	火	水	木	金	土
12/26	27	28	29	30	31	1/1
休み	通常営業	通常営業	休み	休み	休み	休み
2	3	4	5	6	7	8
休み	休み	休み	通常営業	通常営業	通常営業	休み

ご不便おかけいたしますがよろしくお願いいたします。

11月30日より新しい事務所に移転することとなりました！
 新住所：大阪府大阪市西区立売堀一丁目九番十号 HOWAビル701号
 最寄り駅出口：四ツ橋駅②、本町駅②③、西大橋駅②

『現在の事務所』から
 北に向かって進むと左手に
 『ジョイフィット24』があるので
 左に曲がってまっすぐ進むと
 右手に新事務所のビルが見えます。
 電話番号は変わりませので
 いつでもお電話ください。



新住所の地図はこちら



事業復活支援金の交付が決定いたしました。

11月20日に政府からコロナ禍の影響を受けた中小企業、中堅企業、小規模事業者、個人事業者に対し、新たに「事業復活支援金」を支給すると発表がありました。

この支援金の交付要件を現段階で判明している範囲で見えていきます。

【支給要件】

- ① 中小企業等で経営がコロナ禍の影響を受けていること。
- ② 2021年11月～2022年3月の間のいずれかの月の売上が、前年か2年前の同月の売上高よりも30%以上減っていること

【支給上限額】

支給額の上限は、年間売上額と対象月の売上下落率で決まるようです。

(上限額)

売上減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億超 ～5億円以下	年間売上高 5億円超
50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
30%以上～50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

【必要となる書類】

- ① 確定申告
- ② 売上台帳
- ③ 通帳の写し
- ④ 履歴事項全部証明書（個人は、本人確認書類）
- ⑤ その他中小企業庁が必要と認める書類

とされており⑤の書類についてはまだ詳細がはっきりしていません。

【申請時期】

申請の開始時期については現段階で発表されておりません。

この支援金についても登録機関での事前確認が必要になるようですが詳細はまだ発表されておりませんので発表されましたらお伝えしてゆきたいと思っております。



大阪府中小法人・個人事業者等に対する一時支援金

大阪府では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請に伴う飲食店の休業・時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上げが大きく減少している中小法人・個人事業者等を対象に、国が実施する月次支援金に上乗せして、一時支援金を支給します。

【支給要件】

国の「月次支援金（4月から8月のいずれか）」を受給していること

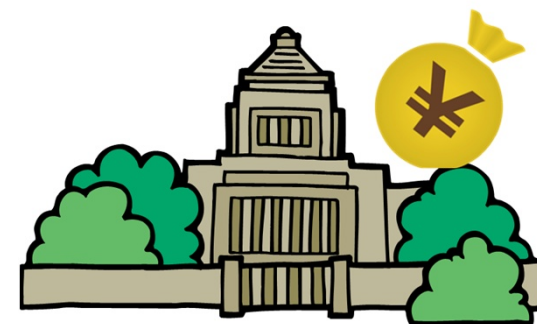
ただし、対象月と同時期に以下の給付金・協力金等を受給している場合は対象外となります。

- ・大阪府営業時間短縮等協力金
- ・大規模施設等協力金、及び他の都道府県が実施する同種の協力金
- ・大阪府酒類販売事業者支援金
- ・他の都道府県が実施する同種の支援金
- ・他の都道府県が実施する国の「月次支援金」への上乗せの支援金

※国の月次支援金を申請したが、まだ受給が出来ていない場合も申請いただけます。ただし、一時支援金の支給は、国の月次支援金の受給後となります。

【支給額】

中小法人等 50万円
個人事業者等 25万円
※1事業者に対し1回の支給



【必要資料】

- 1 申請書
- 2 誓約・同意書
- 3 国の「月次支援金の振込みのお知らせ」のはがき（給付通知書）の写し
もしくは「月次支援金のマイページの写し」と「月次支援金の入金が確認できる通帳又は電子明細のページの写し」の両方
- 4 振込先確認書類（通帳等）の写し
- 5 確定申告書類（国の月次支援金申請時に使用した直近のもの）の写し
- 6 本人確認書類の写し〔個人事業者等の場合〕

【申請期間】

令和3年11月5日（金曜日）から12月24日（金曜日）まで